

年 発 1227 第 3 号
令和元年 12 月 27 日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省年金局長
(公 印 省 略)

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の前測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第 211 号)の適用に伴う「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」の一部改正について

確定給付企業年金法施行規則第四十三条第一項に規定する通常の前測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法の一部を改正する件(令和元年厚生労働省告示第 211 号。以下「リスク算定告示」という。)の適用に伴い、「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」(平成 20 年 9 月 11 日年発第 0911001 号)(以下「特例通知」)を別添のとおり改正し、リスク算定告示の適用日から適用することとしたので、貴管下の確定給付企業年金の実施事業所の事業主及び基金の指導について遺憾のないよう配慮されたい。

ただし、令和 2 年 3 月 31 日以前に行われる確定給付企業年金法(平成 13 年法律第 50 号)第 3 条第 1 項第 1 号の承認、同項第 2 号の認可、同法第 6 条第 1 項の承認、同法第 16 条第 1 項の認可、同法第 74 条第 1 項の承認、同法第 76 条第 1 項の認可、同法第 79 条第 2 項の承認若しくは認可、同法第 80 条第 2 項の承認、同法第 81 条第 2 項の認可、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 63 号)附則第 5 条第 1 項第 2 号の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前確定給付企業年金法第 111 条第 2 項の承認、同法第 112 条第 1 項の認可の申請又は確定給付企業年金法施行規則(平成 14 年厚生労働省令第 22 号)第 51 条の規定による確定給付企業年金法第 100 条第 1 項の事業及び決算に関する報告書の提出については、本通知による改正前の特例通知によることができるものとするので留意されたい。

確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて（平成 20 年 9 月 11 日年企発第 0911001 号）

新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="232 331 958 360">確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて</p> <p data-bbox="91 427 293 456">第 1・2 （略）</p> <p data-bbox="91 475 398 504">第 3 財政計算時の特例</p> <p data-bbox="125 523 237 552">1 （略）</p> <p data-bbox="125 571 674 600">2 リスク対応掛金の算定に係る原則的扱い</p> <p data-bbox="159 619 434 647">(1)・(2) （略）</p> <p data-bbox="159 667 1093 1225">(3) 実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、<u>実施事業所の増加に伴う財政悪化リスク相当額の増加額に基づいて、当該事業所のリスク対応掛金を算定することができること。この場合において、財政悪化リスク相当額の算定に係る取扱いは確定給付企業年金法施行規則第 43 条第 1 項に規定する通常の予測を超えて財政の安定が損なわれる危険に対応する額の算定方法（平成 28 年厚生労働省告示第 412 号）第 3 条第 1 項第 1 号ロに基づくこととし、当該事業所のリスク対応掛金は、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、規則第 50 条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができること。</u></p> <p data-bbox="159 1244 434 1273">(4)・(5) （略）</p> <p data-bbox="125 1292 293 1321">3・4 （略）</p> <p data-bbox="91 1340 327 1369">第 4～第 10 （略）</p>	<p data-bbox="1279 331 2004 360">確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて</p> <p data-bbox="1137 427 1339 456">第 1・2 （略）</p> <p data-bbox="1137 475 1444 504">第 3 財政計算時の特例</p> <p data-bbox="1171 523 1283 552">1 （略）</p> <p data-bbox="1171 571 1720 600">2 リスク対応掛金の算定に係る原則的扱い</p> <p data-bbox="1205 619 1480 647">(1)・(2) （略）</p> <p data-bbox="1205 667 2152 1129">(3) 実施事業所が増加する場合は、前記(1)又は(2)に定めるところによらず、<u>当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の財政悪化リスク相当額を、実施事業所が増加する前の財政悪化リスク相当額に当該実施事業所の増加に伴い増加することとなる資産額の割合を乗じて算定することによりリスク対応額を設定し、当該事業所のリスク対応掛金を算定することができること。この場合において、当該実施事業所と給付の内容が同一の集団と同じ拠出方法により算定すること。ただし、予定拠出期間、拠出割合は別に設定できること。なお、実施事業所が増加したとしても、規則第 50 条に該当していない場合は、当該実施事業所のみに係るリスク対応掛金を算定することができること。</u></p> <p data-bbox="1205 1244 1480 1273">(4)・(5) （略）</p> <p data-bbox="1171 1292 1339 1321">3・4 （略）</p> <p data-bbox="1137 1340 1373 1369">第 4～第 10 （略）</p>